

竹島ふ頭港湾情報拠点施設設計業務プロポーザル
公募要領

令和8年4月

蒲郡市

港の賑わいの拠点となる竹島ふ頭港湾情報拠点施設について

蒲郡市は、東西方向に延びる市域が穏やかな三河湾に面しており、背後には山々に囲まれた市街地が広がっています。

今回、プロポーザル方式により設計者を選定する竹島ふ頭港湾情報拠点施設は、本市の中心市街地にある蒲郡駅から徒歩 5 分の場所に位置する竹島ふ頭に建設する施設で、竹島ふ頭を含め未利用地となっている港湾の埋立地を「ぼるたるGAMAGORI」と位置づけて開発事業計画に位置づけています。

「ぼるたるGAMAGORI」の東側には、本市を代表する観光地である「竹島」をはじめとした三河湾国定公園の位置づけがある景勝地や竹島水族館があり賑わいが見られますが、未利用となっている埋立地により、まちとのつながりが無く、回遊性が乏しく、非常にもったいない状況です。

開発事業を進めることにより、このエリアを、市民や訪れる方にとって日常の一部として過ごしたくなる空間とすることと、旅客船が行き来するみなとの風景をつくることを目指しています。また、市民の方々をはじめ、まちづくりの主体形成を支援して、日常のまちでの賑わいや活動が見られる風景を目指しています。土地利用については、民間事業者との連携による商業などのコンテンツを充実させて魅力的な港湾エリアの形成を目指しています。

その中で、港湾情報拠点施設は、大屋根を設け、その下には、全天候型の多目的な空間と、旅客ターミナル、商業テナント、市民活動、管理事務所、その他必要な機能を有する建築を分棟形式で整備することで、整備予定の竹島ふ頭の広場と調和した市民に愛されるシンボリックな施設となることを目的としています。

このように今回の設計業務は、蒲郡駅周辺から竹島周辺をつなぐ「ぼるたるGAMAGORI」の役割を捉えて、市民が日常的に使いこなし、みなとのシンボルとなる施設になる提案を望みます。

令和 8 年 4 月

蒲郡市長 鈴木 寿 明

1 趣旨

本プロポーザルは、蒲郡市が竹島ふ頭港湾情報拠点施設設計業務（以下、「本業務」という。）を実施するのにあたり、業務内容に最も適した企画、技術能力等を有する設計者を選定するために実施するもの。

2 業務の概要

(1) 業務名称

竹島ふ頭港湾情報拠点施設設計業務委託

(2) 業務内容

別添「竹島ふ頭港湾情報拠点施設設計業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務期間

契約日の翌日から令和9年3月25日

(4) 契約金限度額

104,500,000円（消費税及び地方消費税10%含む）

3 受注者の選定方式

公募型プロポーザル方式

4 選定委員会

本業務を委託する者を特定するために、竹島ふ頭港湾情報拠点施設設計業務プロポーザル方式業者選定委員会設置要綱に基づき、竹島ふ頭港湾情報拠点施設設計業務プロポーザル方式業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(1) 委員長

遠藤克彦：茨城大学教授、遠藤克彦建築研究所代表（建築）

(2) 副委員長

秀島栄三：東港地区まちづくり協議会委員長、
名古屋工業大学大学院教授（港湾）

(3) 委員（五十音順・敬称略）

忽那裕樹：E-DESIGN 代表取締役（まちづくり・ランドスケープ）

佐藤 淳：東京大学教授、佐藤淳構造設計事務所技術顧問（構造）

贄 年宏：蒲郡市 副市長

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 法人に関すること

ア 応募申込書類の提出日において、建築士法上の一級建築士事務所登録を受けていること。

- イ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者。
 - (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - ウ 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
 - エ 蒲郡市の入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
 - オ 連名による参加はできない。（受託者は1者）
 - カ 共同企業体としての参加は、次のように扱う。
 - (ア) 参加を認める。ただし、構成員は単独又は他の参加者の構成員として参加することはできない。重複参加は、不可。
 - (イ) 代表となる者（以下、「代表構成員」という。）を決定すること。
 - (ウ) 代表構成員は、「20 契約」に記載する蒲郡市入札参加資格者名簿に登録されていること（手続中も可）及び「(3) 設計実績に関する事」に記載された要件を満たしていること。
 - (エ) すべての構成員が上記アからエまでの要件をすべて満たしていること。
 - キ 応募者でなく協力者として参加する場合は、重複しての応募を認める。
- (2) 配置技術者に関する事
仕様書に記載している技術者を配置できること。
- (3) 設計実績に関する事
本プロポーザルへの参加表明までに、日本国内で業務を完了した以下の要件を満たす建築物の基本設計、実施設計業務に応募者の法人又は仕様書に基づき配置する管理技術者が履行した実績があること。
- ア 公共建築物（国、地方自治体に限る）の新築、改築、増築
 - イ 延床面積1,000㎡以上の建築物（民間建築物を含む）の新築、改築、増築
（増築の場合は、増築部分の延床面積が1,000㎡以上のもの）
※応募者の経歴として提案書に主たる設計実績を記載すること。
※延床面積1,000㎡以上の実績は、代表構成員が有すること。

6 選考スケジュール

日程	手続き等
令和8年4月24日（金）	プロポーザル公募要領の配布開始
令和8年5月8日（金）	現場説明会
令和8年4月27日（月）～ 5月13日（水）午後3時まで	質問受付期間
令和8年5月15日（金）	質問最終回答日
令和8年5月1日（金）～ 5月18日（月）午後3時まで	応募申込書類提出期間

令和8年5月20日（水）	参加資格通知
令和8年5月20日（水）～ 5月27日（水）午後3時まで	一次審査書類受付期間
令和8年6月3日（水）	一次審査（書類審査）
令和8年6月29日（月）～ 7月1日（水）午後3時まで	二次審査書類受付期間
令和8年7月8日（水）	二次審査 （プレゼンテーション及びディス カッション）
令和8年7月中旬（予定）	契約締結

7 プロポーザル公募要領等の配布

- (1) 配布開始日
令和8年4月24日（金）
- (2) 配布方法
蒲郡市のホームページからダウンロードする。



▲ホームページのQR

<https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/minato/kouwankyoten-proposal.html>

8 現場説明会

- (1) 実施日及び時間
令和8年5月8日（金）午後2時から午後5時まで
- (2) 実施場所
蒲郡市港町1035番地、1036番地の一部
竹島ふ頭
- (3) 参加希望の申込み
現場説明会に参加を希望する者は期限までに下記から申し込むこと。
参加可能人数：1者あたり最大3名まで
申込期限：令和8年5月7日（木）正午まで
<https://logoform.jp/f/NxRhO>
（右記のQRコードからも申込み可。）



▲現場説明会の申込みQR

- (4) 留意事項
 - ア 現場説明会への参加は任意であり、プロポーザル参加の必須条件ではない。
 - イ 当日は、市担当者の指示に従い行動すること。

9 質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式1）を下記フォームにアップロードすること。

<https://logoform.jp/f/HskCd>

（右記のQRコードからも質問可。）



▲質問受付 QR

(1) 提出期間

令和8年4月27日（月）から

令和8年5月13日（水）午後3時まで

(2) 質問に対する回答日及び方法

回答は、本プロポーザルのホームページで随時公開する。

最終回答日：令和8年5月15日（金）

10 応募申込書類の提出と参加資格通知

本プロポーザルに応募を希望する者の受付手続等は、下記のとおりとする。「5参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 応募申込書類の受付

ア 受付期間

令和8年5月1日（金）～令和8年5月18日（月）午後3時まで

イ 提出方法

下記のURLより手続を行い、応募書類のデータをアップロードする。

<https://logoform.jp/f/fsGaA>

（右記のQRコードからも手続可。）



▲応募書類の受付 QR

ウ 応募申込に必要な書類

（ア）参加表明書（様式2）

（イ）建築士事務所登録証明書の写し

（ウ）管理技術者の一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書の写し

（エ）「5-3 設計実績に関すること」のア、イの分かるものの写し

（オ）業務委託特別共同企業体結成届（様式3）及び業務委託特別共同企業体協定書の写し（注：共同企業体として参加する場合のみ必要）

エ 留意事項

（ア）提出する書類はPDF形式とし、一つのファイルに結合してアップロードする。なお、ファイル容量は10Mbt未満にすること。

（イ）設計実績の分かるものとは、設計契約書、仕様書、建築確認申請書等、CPD実績証明書の写し、その他同等なもので当該業務の実績が確認出来る書

類とする。管理技術者の前職での実績を用いる場合は、前職の法人代表者が証明する実績証明書の写し（様式は任意）を提出すること。

(2) 参加資格通知

参加資格通知は、提出書類を確認後、令和8年5月20日（水）に順次電子メールにより行う。同時に本プロポーザル登録番号を通知する。

11 一次審査提案書の作成方法

(1) 基本事項

提案にあたっては、「蒲郡市東港地区マスタープラン」及び「ぼるたる GAMAGORI 景観デザイン指針」を理解したうえで、そこに示された対象施設の考え方及び要求内容を踏まえた内容とすること。

(2) 提案書の様式や共通事項

ア 提案書の様式

(ア) 提案の用紙及び枚数は、指定のとおりとする。指定の様式はない。

(イ) 用紙の向き、記述の方向は、A4版用紙は縦使い横書き、A3版用紙は横使い横書きとする。なお、用紙の向きの変更は不可であるが、図表等の表現の都合上、一部を縦書きとすることは差し支えない。

イ 共通の留意事項

(ア) 提案書は、明確かつ具体的に記述すると共に、説明をしなくても内容を読んで理解できるようにすること。

(イ) 施設計画の提案にあっては、仕様書に記載の上限工事費を超過しない範囲において提案すること。

(ウ) 一般的でない専門用語や略語、造語を用いる場合は、説明文を付記するなど配慮すること。

(エ) 記述に用いる文字のポイントは、原則として10.5ポイント以上とする。

(オ) 文書だけでなくイメージ図（透視図、イラスト、写真など）なども用い、分かりやすく作成すること。なお、提案書の作成に要する費用は参加者負担となるので、参加者に過大な負担をかける図柄を要求するものではない。

(カ) 各用紙の周囲に、1センチ以上の余白を設ける。

(キ) プロポーザル登録番号を用紙の右上（縦2cm×横6cmの範囲内）に記載すること。文字は、半角20ポイント以上とする。

(3) 一次審査に必要な提案書の内容

提案内容	用紙枚数	記載内容	審査の視点
① 設計実績及び自己アピール	A4版 1枚	ア 設計実績として、施設の概要や特徴、コンセプト、担った設計業務の内容などを付記する。 イ 自己アピールとして、意気込みや取り組み姿勢を記載する。	・業務内容に対応した十分な設計実績を有しているか ・提案者の業務実績以外の自己アピール
② 業務の執行体制	A4版 1枚	ア 配置予定技術者を記載する。 必要な配置技術者は、「仕様書」に記載。 イ 専門的知見を持つ協力者を執行体制に含むことを可とする。その場合は、どのような役割を担うか分かるように記述する。	・技術者の配置は最適か。 ・業務の執行体制は適切か。 ・本業務を理解した上で業務に組み組んでいるか
③ 業務に対する取組方針		ウ 構造設計や設備設計、ランドスケープ等を再委託する場合はその予定者を執行体制に記す。その場合、体制や考え方などについて記述する。 エ 業務に対する取組	
④ コンセプト及び基本構想	A3版 1枚	本施設の設計に望むに当たってのテーマやコンセプト、施設計画などを図面等用いて具体的に記述する。	・みなとの施設として魅力を感じられるか ・みなとの活性化につながる提案になっているか ・持続可能な環境配慮(サーキュラーエコノミーとカーボンニュートラルに対する配慮)が感じられるか
⑤ 施設計画の提案			・立地条件を踏まえた提案が考えられているか ・敷地条件を踏まえた各種動線計画、機能性の提案 ・建設コストに対する実現性が感じられるか。 ・維持管理しやすさやランニングコストが考慮されているか

(4) 留意事項

- ア 提案書類の設計実績や業務の執行体制は、法人名や個人名等を明記し、内容が分かりやすいように記載すること。
- イ 提案書①の「設計実績及び自己アピール」の記載について、応募者の実績による施設写真は使用可能とするが、協力者の実績による施設写真は使用不可とする。

12 一次審査書類提出

(1) 提出期間

令和8年5月20日（水）～5月27日（水）午後3時まで

(2) 提出書類

- ア 一次審査用図書提出書（様式4）
- イ 一次審査提案書
（「11 一次審査提案書の作成方法」に基づき作成したもの。）

(3) 提出方法

下記のURLより手続きを行い、提出書類のデータをアップロードする。

<https://logoform.jp/f/Bp3AC>

（右記のQRコードからも手続き可。）



▲一次審査書類提出 QR

(4) 書類提出に係る留意事項

- ア 提出する書類はPDF形式とする。なお、一つのファイル容量は10Mbt未満にすること。
- イ 提出後の差替えは、認めない。
- ウ 応募は、1者1提案とする。
- エ 提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

13 一次審査

一次審査は、次のとおり実施する。

(1) 審査方法

選定委員会による書類審査とし、選定委員の投票及び合議により行う。

(2) 二次審査対象者の選定

審査で評価の高い者（上位5者程度）を選定する。

(3) 審査に係る留意事項

- ア 審査は、非公開で行う。
- イ 一次審査の評価は、二次審査に持ち越さないものとする。

(4) 結果発表日

令和8年6月4日（木）

(5) 一次審査結果発表

ア 結果は、本プロポーザルのホームページで公表する。

イ 二次審査対象者には、個別に電子メールで通知する。併せて、二次審査（プレゼンテーション）に係る案内も送る。

ウ 二次審査対象者で、「20 契約」に記載する蒲郡市入札参加資格者名簿への登録が完了していない者は、速やかに手続きを行うこと。

14 二次審査提案書の作成方法

(1) 提案にあたって

二次審査の提案書は、一次審査提案書の内容を基に作成する。

(2) 二次審査に必要な提案書

提案内容タイトル	用紙・枚数	記載必須事項
①業務に対する取組方針	A3版 3枚	16(5) 二次審査の評価項目、配点及び評価別点数に記載のある評価の視点が読み取れること。
②コンセプト及び基本構想		
③施設計画の提案		

(3) 提案書の様式や共通事項

ア 提案書の様式

(ア) 提案の用紙及び枚数は、指定のとおりとする。指定の様式はない。

(イ) 用紙の向き、記述の方向は横使い横書きとする。なお、用紙の向きの変更は不可であるが、図表等の表現の都合上、一部を縦書きとすることは差し支えない。

イ 共通の留意事項

(ア) 提案用紙3枚に提案内容①～③をどのような配分で書くかは、提案者の裁量による。

(イ) 提案内容は、技術面や費用面、維持管理等を改めて確認し、実現性に問題がないか検証すること。

(ウ) 本項に記載する事項以外は、「11-(2) 提案書の様式や共通事項 イ」の内容を準用する。

15 二次審査書類提出

(1) 提出期間

令和8年6月29日（月）から令和8年7月1日（水）午後3時まで

(2) 二次審査書類

ア 二次審査用図書提出書（様式5）

イ 二次審査提案書

（「14 二次審査提案書の作成方法」に基づき作成したもの。）

ウ 想定工事費提示書（様式6）

想定工事費は、提案時の物価水準より想定すること。なお、想定工事費は、事務局の参考資料とし、二次審査の評価対象にはしない。

(3) 提出方法

指定のアップロード先（二次審査対象者へ個別に通知する。）に、提出書類のデータをアップロードする。

(4) 書類提出に係る留意事項

ア 提出する書類はPDF形式とする。なお、一つのファイル容量は10Mbt未満にすること。

イ 提出後の差替えは、認めない。

16 二次審査

二次審査は、次のとおり実施する。

(1) 実施日時及び場所

令和8年7月8日（水）

（時間及び場所は、二次審査対象者に別途通知する。）

(2) 審査方法

提案者毎にプレゼンテーション（20分）と質疑応答（10分）を実施した後、二次審査対象者全員と選定委員によるディスカッション（二次審査対象者の対話能力を審査するために実施する。）を行う。

プレゼンテーション、質疑応答、ディスカッションは、公開で実施する。

(3) プレゼンテーションの方法と留意事項

ア プレゼンテーション用の資料をPowerPoint等で作成し、その資料を保存したノートパソコンを各自会場へ持参し、スクリーンにパソコンの画面を投影する方法で行う。

イ プロジェクター及びスクリーンは、会場に設営済みのものを使用する。

ウ プレゼンテーション資料に使用する図・パース・写真等は、二次審査提案書で使用したもののみ使用可能とし、二次審査提案書を提出した後の修正は認めない。（文言の記載については、自由に記載可能）

エ プレゼンテーション資料以外の模型等の会場持ち込みは認めない。

(4) 評価方法

ア 各審査委員が各評価項目を5段階で評価し、その評価点の合計を算出する。

イ 最終評価は、評価点の合計と選定委員の合議による。

(5) 二次審査の評価項目、配点及び評価の視点

評価項目	配点	評価の視点
①業務に対する 取組方針	30点	業務を進めるための執行体制 本業務に対する理解度
②コンセプト 及び基本構想	35点	魅力あるみなとまちに対する考え方 持続可能な環境配慮（サーキュラーエコノミーとカーボン ニュートラルに対する配慮）が感じられるか
③施設計画の提 案	35点	立地条件、敷地条件を踏まえた計画の魅力度 港湾施設としての機能の独創性や魅力 建設コストに対する提案の合理性と実現性 維持管理しやすさやランニングコストが考慮されている か
合計	100点	

(6) 優先交渉権者等の候補者の特定

- ア 二次審査対象者全員と行うディスカッション終了後に選定委員会を開催し、優先交渉権者等の候補者を特定する。
- イ 最終評価において、最も評価の高い者を優先交渉権者、次に評価の高い者を次点交渉権者とする。
- ウ 優先交渉権者は、本業務委託の契約相手として協議する者をいう。
- エ 次点交渉権者は、優先交渉権者との協議が整わない場合に本業務委託の契約相手として協議する者をいう。

(7) 結果発表

- ア 結果は、二次審査対象者全員と行うディスカッション終了後の選定委員会終了後、二次審査会場において当日発表する。
- イ 結果及び審査講評は、後日、本プロポーザルのホームページにも掲載する。

(8) その他事項

- ア 二次審査対象者には、提案料として1者一律10万円（消費税及び地方消費税10%含む）を支払う。
- イ 前項の提案料は、二次審査を辞退した者及び「18 失格事項」に該当した者には支払わない。

17 優先交渉権者の提出書類

提出書類はそれぞれ指定する必要部数を提出すること。

(1) 法人登記簿謄本（原本1部）

- ア 法人の場合に提出すること。
- イ 発行日から3カ月以内のもの。

- (2) 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（原本1部）
 - ア 個人の場合に提出すること。
 - イ 発行日から3カ月以内のもの。
 - ウ 破産者でないことが分かるもの。
- (3) 納税証明書（原本各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
 - ア 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
 - イ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- (4) 財務諸表（写し1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
 - ア 貸借対照表
 - イ 損益計算書
 - ウ 株主資本等変動計算書

※ 個人の場合で上記書類を作成していない場合は、確定申告書の写しを1部提出すること。

18 失格事項

次に掲げる項目にひとつでも該当した場合、失格とする。

また、応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本プロポーザル公募要領に違反した場合
- (3) 本プロポーザルに参加する者が、当該優先交渉者等の選考を担う選定委員会の委員と接触した事実が認められた場合
- (4) 公正を欠いた行為があった場合
- (5) 提出期限までに指定された書類などを提出できなかった場合

19 契約手続きについて

- (1) 優先交渉権者に選定された者と蒲郡市との間で協議し、本業務にかかる見積もり徴収を行う。交渉が成立すれば、契約を締結する。
- (2) 本業務の契約期間：契約締結の日から令和9年3月25日まで
- (3) 契約に当たっては建築士法第22条の3の3に定める事項を遵守すること。
- (4) 優先交渉権者が契約締結に至らなかった場合は、評価点の次点者を契約交渉の相手方とする。
- (5) 契約候補者が、契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格要件を満たさなくなったときは、契約を締結しない。
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (7) 前項により契約を締結しなくても、蒲郡市は一切の責めを負わない。

(8) 前々項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

ウ 契約の相手方が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

エ 契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

20 契約

(1) 契約の締結

蒲郡市と優先交渉権者は、契約を締結する前に契約内容について協議を行い、その内容に合意した場合、契約（随意契約）する。

(2) 留意事項

ア 契約は、蒲郡市入札参加資格者名簿において、次の営業種目に登録されていることを条件とする。未登録の場合は、契約までに登録完了すること。

業者区分：委託

業種名：設計

種目名：建築設計

イ 登録が二次審査結果通知の日から21日以内に確認できない場合は、協議が整わないものとして、優先交渉権を次点交渉権者に移すことがある。

ウ 契約事項は、地方自治法、同施行令及び蒲郡市契約規則等の定めるところとし、詳細は契約時に定める。

21 結果の公表

本プロポーザルの結果は、受託者と契約締結後、本プロポーザルのホームページで公表する。

22 参加の辞退

本プロポーザルへの参加を表明した後、参加を辞退する場合は下記のとおりとする。

(1) 応募者は、「参加資格通知」を受けた後から一次審査書類を提出するまで、応募を辞退することができる。ただし、一次審査書類提出後の辞退は不可。

(2) 応募を辞退するときは、参加辞退届（様式7）を提出しなければならない。

(3) 参加辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回できない。

(4) 応募を辞退した者は、一次審査書類提出締切前であっても、当該プロポーザルには再度応募することができない。

(5) 辞退届は参加辞退届（様式7）をPDFファイルでアップロードすること。

<https://logoform.jp/f/60ylQ>



▲辞退届 QR

23 留意事項

(1) 提出された書類の取扱い

提案書等本プロポーザルに関し提出された書類の取扱いは、以下のとおりとする。

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 提出書類に記載された個人情報、本プロポーザル以外には一切使用しない。

ウ 提出された書類は、蒲郡市情報公開条例に基づき公開する場合がある。

エ 提出された書類の著作権は、蒲郡市に帰属するものとする。

オ 提出された書類は、必要な範囲において複製を作成することがある。

(2) その他

選考結果についての異議申立ては、一切受け付けない。

24 事務局

蒲郡市役所 建設部 みなとみらい課（担当 権田、深谷）

〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町17番1号

電話（直通） 0533-66-1281

メールアドレス higashikou@city.gamagori.lg.jp